

豊 中 市


人権行政基本方針

人権文化が
創造された
まちの実現
をめざして

平成20年(2008年)2月


豊中市

目 次




はじめに 1

- 1 背景
- 2 性格・位置づけ




豊中市がめざす人権文化のまちづくり 3

- 1 人権についての考え方
- 2 人権文化のとらえ方
- 3 人権文化のまちづくりの理念




人権行政の基本理念 5

- 1 人権行政とは
- 2 人権行政の基本理念



人権行政の推進に当たって 7

- 1 人権文化のまちづくりにかかわる人材づくり
- 2 行政組織内の体制づくり



おわりに 10



はじめに

「豊中市人権行政基本方針」は、本市が平成11年(1999年)4月1日に制定した「人権文化のまちづくりをすすめる条例」がめざす、市民一人ひとりの人権が尊重され、人権に根ざした文化が創造されたまちを実現するため、人権行政の基本理念を明らかにするとともに、行政の推進に当たって、すべての部局が人権尊重の視点に立つという基本姿勢を示したものです。

本市は、日本国憲法の理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重をあらゆる行政分野に生かしつつ市政運営を行い、人権尊重を基調に、さまざまな方針や計画などを策定し、これらに基づく施策をすすめています。しかし、今日でも、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害があることなどによる不当な差別その他の人権侵害がなお存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って人権に関する新たな問題も生じていて、これらの解決は社会全体の課題となっています。

本来、行政はすべての人権の確立に向けて取り組むことが任務であるといえます。その意味で、行政そのものが「人権行政」といえるものであって、各行政施策がその視点に立って行われることが必要です。この基本方針は、主に職員に対して、この考え方をあらためて共通のものとするを目的としています。また、人権文化のまちづくりにかかわるすべての人から人権行政について理解を得て、共に推進していくための指針としての意味も持ちます。すべての部局・職員が人権尊重の視点で業務を遂行し、市民と共に、人権文化が創造されたまちが実現できるよう、人権行政を推進していくために「豊中市人権行政基本方針」を策定したものです。

1 背景

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合(国連)総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、人権と基本的自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、人権の歴史において重要な地位を占めています。

その後、国連は、世界人権宣言の趣旨、精神の実現に向け、人権に関する条約の中で最も基本的で包括的なものである国際人権規約のほか、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約などを次々と採択しました。また、特定の事項に対して重点的問題解決を国連加盟国をはじめ全世界の団体・個人に呼びかける「国際年」や「人権教育のた

めの国連10年」¹、「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」²など、さらに時間をかけて取り組むべき問題に対して「国際の10年」を制定しています。

このように、国際社会では人権を実現するために個別課題に対応するとともに、人権に関する教育を推進しています。

わが国においても、日本国憲法の人権尊重の理念に基づくとともに、これらの宣言や条約など、国連を中心にした世界的な人権基準と歩調を合わせながら、人権に関するさまざまな制度の整備や施策の推進を図っています。

本市は、昭和58年(1983年)の「世界人権宣言35周年」を機会に、この宣言の趣旨に則り、昭和59年(1984年)3月に人権擁護都市を宣言するとともに、平成4年(1992年)3月に「人権・文化・まちづくり」を基調に施策・対策と啓発の一体的推進を柱とした人権啓発基本方針を、また平成6年(1994年)に市民一人ひとりが文化的存在であるという理念のもとに文化振興ビジョンを策定しました。さらに、平成11年(1999年)4月に「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を制定したほか、人権尊重を基調とする第3次豊中市総合計画の下に、各種の方針・計画などを策定し、施策を推進しています。

しかし、今日においても、同和問題や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなどにかかわる人権問題をはじめ、さまざまな人権課題が存在し、さらに、急速な情報化社会の進展に伴ってインターネット上での人権侵害事象や個人情報の漏洩などの新たな問題が起こっています。

これらの問題に対して、引き続き、あるいは新たに対応していくことは当然に必要なことですが、受身的な取組みでなく、地方自治体の任務をあらためて認識し、人権に根ざした文化が創造されたまちづくりへの積極的な取組みが求められています。

2 性格・位置づけ

本市は、平成19年(2007年)4月に「豊中市自治基本条例」を制定し、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会の姿を示しました。この基本方針は、この条例と「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の趣旨を踏まえ、人権行政の推進に当たっての本市の基本姿勢を明らかにするとともに、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進するための指針となるものです。

また、この基本方針は総合計画と整合するとともに、すべての分野を貫く基調とするものであって、今後、分野別の方針・計画等を新規に策定もしくは改訂する際には、この基本方針との整合性を図るべきものです。

¹ 人権教育(知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力)への積極的な取組みを働きかけるために、1995年から2004年まで制定された。

² 持続可能な開発の実現に必要な教育への取組みと国際協力を、積極的に推進するよう働きかけるために、2005年から2014年まで制定された。



豊中市がめざす人権文化のまちづくり

1 人権についての考え方

人権とは、一人ひとりが人間として認められ、自分らしく人生を生きることができる権利であって、民主主義と不可分のものです。人権は、長年にわたる人々の努力によって獲得されたもので、すべての人間が生まれながらに持っている権利であり、永久に侵されてはならないものです。日本国憲法は、これを基本的人権として定め、個人の尊重、生命、自由及び幸福の追求に対する権利、法の下での平等を掲げ、さまざまな自由権や社会権を定めています。

人権は、すべての人に等しく保障された権利です。すべての人が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことのできる権利を有すること、安心・安全・安定した日常生活を営むことのできる権利を有すること、あらゆる社会参画への権利を平等に有すること、個性を持った、かけがえない存在として、生きる権利を平等に有することなどが人権の内容として押さえられなければなりません。

人権はすべての人に認められている権利であることから、自己の権利は侵されてはならず、また、他人の権利を侵してはなりません。したがって、人権の確立に当たっては、自分と他人とのかかわりの中でどのように権利を主張し、守り合うかが課題となります。

自分の生き方は自分で決め、自分らしく生きるということは、人権とつながっています。この「自己決定」や「自己実現」には、時として時間を要するものですが、もっぱら効率のみを求める社会の効率本位の考え方がこれを妨げることがあります。また、「自己決定」や「自己実現」は、自己の利益のみを重視し、他人を顧みない利己主義とは異なるもので、これらの名の下に他人の権利を侵すことは許されません。この意味で、効率本位の考え方や利己主義は、「自己決定」や「自己実現」を阻む危険性を持つものといえます。

「自己決定」や「自己実現」は、共生の観点からとらえられ、自己と他人との関係性が重視されなくてはなりません。

2 人権文化のとらえ方

文化は、学問・芸術などをさすことも多いですが、広くは人間がつくり出し、日常生活の中で当たり前になっているものの見方や考え方、感じ方、行動様式、そしてそれらが表現されてつくられたものをさすこともあります。人権が生活に溶け込み、私たちの行動様式や価値観となっているときに、人権文化が構築されているといえます。

人権文化を築くには、私たちがよりどころとしている文化を見直す必

要があり、人権侵害である差別への取組みを通じて人権に気づき、文化のあり方を問うことができるのです。何の疑問も感じないほど無意識に刷り込まれている生活様式や習慣・因習などに含まれている問題に気づき、一人ひとりが自分の意識や感覚、生き方を問い直し、人権尊重の新しい価値を創造していくことが大切です。

3 人権文化のまちづくりの理念

住みよいまちとは、すべての人が個人として尊重され、互いに人間としての尊厳を認め合い、住民自治が発揮されるまちであって、人権文化の広がったまちです。そこでは、人と人との連帯・共生のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となります。

自治体の役割は、このようなまちを築くことにあって、法制度などのソフトウェア、施設などのハードウェア、さらにヒューマン・ウェア³のいずれにおいても、あらゆる行政をその観点に立って行うことです。そのため、具体的な人権問題への取組みを進めながら、すべての住民の人権を守るとともに、住民が人権尊重のまちづくりに主体的に取り組むことを支援することが行政の主要な任務となります。

³ 「人を活かす取組み」や「人と人のかかわりの重視」などがこれに当たる。

人権行政の基本理念

1 人権行政とは

地方自治体の任務は、日本国憲法の理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域において住民自治によって具体化していくことにある。あらゆる行政施策が、住民の参画のもとに、住民の福祉を増進し、人権を尊重し、擁護することをめざすべきものです。したがって、行政そのものが「人権行政」であるということが出来ます。

本来、行政の業務は隅々まで人権尊重の視点がなくてはならないもので、すべての行政が人権にかかわっています。人権行政とは、特定の行政分野をさすものではなく、また、人権侵害問題に関する行政を「人権問題行政」というならば、単にこれを言い換えたものでもありません。

人権行政は人権問題行政とは不可分の関係にあります。それがすべてではありません。本市の人権への取組みは同和問題など人権問題を解決するための取組みからはじまり、さまざまな人権問題に対する施策は担当の各部局を中心に行われてきたという経緯がありますが、人権行政と「人権問題行政」は別個のものと受け止められてもいけませんし、また、「人権問題行政」が人権行政のすべてであると受け止めてもいけません。

要するに人権行政とは、市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたるまでの全過程、すなわち行政運営そのものを、人権尊重の視点をもって推進していくことにほかなりません。そして、特定の部局だけが人権にかかわっているのではなく、環境、福祉、教育、医療、都市計画、住宅や道路・上下水道整備、消防など、またそのような仕事を支える業務を含め、すべての部局が人権の確立にかかわる仕事をしているという視点を忘れてはなりません。加えて、生存権、教育を受ける権利、職業選択の自由、居住・移転の自由などの基本的人権の問題を見出し、業務とのかかわりを考えることが必要です。

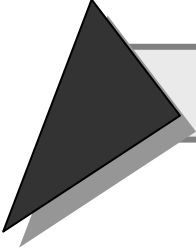
2 人権行政の基本理念

本市がめざす人権行政を推進するに当たっては、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」がめざす、これまで当たり前のこととされてきたものの見方や考え方を人権尊重の視点で問い直すことによって、市民一人ひとりの個性や人権が大切にされ、人間らしく豊かに生きることが出来る社会を実現していくことが求められます。人権行政の基本理念は、まさに「人権文化のまちづくり」をすすめることにあります。

「人権文化のまちづくりをすすめる条例」は、人権擁護都市宣言の趣旨を実現するために制定されました。この条例は、日本国憲法の理念や

世界人権宣言の趣旨を市域に根づかせるためには、市民一人ひとりが自分の人権を大切にすることと同様に他の人の人権を尊重することが基本だということを再確認し、人権を大切にすることが当たり前の社会規範となるようなまちをつくるため、市民と市とが、共に取り組んでいくことをうたったものです。

「人権」は、すべての人から共通の理解を得ているとはいえません。そのため、「人権」について具体的に理解するには、さまざまな人権問題を学ぶことがその大きな助けとなります。人権問題への取り組みから多くのことに気づき、対策という受身的な行為を超えて、人権尊重の社会を実現させる積極的な取り組みへつなげることが必要です。人権行政とは、これらすべての営みを意味しています。



人権行政の推進に当たって

1 人権文化のまちづくりにかかわる人材づくり

(1) 一人ひとりの職員の意識づくり

市には、各種の規制や許認可、課税事務など「公権力の行使」に当たる職務があり、強い権限を有しています。職員は、これらの権限が市民の生命や生活の安全、つまり市民の人権を守るためのものだということを自覚し、強い職業倫理観を持って公務に当たらなければなりません。

人権行政を推進するためには、このような基本的な公務員倫理に加えて、具体的な場面で、個々の職員が人権尊重の視点を持って業務を見つめ、取り組む姿勢が重要です。それには、職員一人ひとりが人権問題を通して人権への理解を深め、人権感覚をみがくとともに、次に掲げる基本的な姿勢が求められます。また、このような職員の意識改革をすすめ、人権行政を担う人材を育成することが行政の責任といえます。

生命の安全は人権尊重の基本

生命の安全は、人権尊重の最も基本的な事項であり、それをおろそかにしては、ほかのどのような人権尊重の理念も成り立ちません。これは虐待や犯罪などの場面だけでなく、傷病や老いなどが原因の場合も同じです。この意味で、職員は、生命の安全というものを、人権尊重の最も基本的な事項として常に確認しておく姿勢が必要です。

常に業務の目的を振り返る姿勢

市が整備した制度やしきみ、あるいは施設やサービスなどは、状況の変化により、実情に合わなくなってしまうことがあります。その一方で、状況の変化ばかりに気を取られ、本来の目的から外れたものになってしまうこともあります。市の行う仕事には、「変えなければならないもの」もあれば「変えてはいけないもの」もあります。職員はそのことを十分に意識し、自らがやっている業務を人権尊重の視点で常に振り返る姿勢が大切です。

あらゆる立場の人を考慮したまちづくり

市の行うまちづくりの仕事の中には、ハードと呼ばれる施設や設備などの整備や管理だけでなく、サービスなどの提供や制度・しきみなどの整備や運営といった、いわゆるソフトと呼ばれる分野の仕事があります。

市民にはさまざまな状況や状態の人がいます。ハードであれ、ソフトであれ、このことを考慮しないことは、このような市民をまちづくりから排除することにつながります。職員はそのことを十分留意し、だれ一人として排除しないという視点で業務を行う必要があります。

相手を尊重する

人と人との関係の基本は「相手を尊重する」ことです。この気持ちをベースとして相手に接することで、はじめて信頼関係をつくることができます。これは職場での関係はもとより、市民との関係でも同じです。職員は日々の業務を通して、年齢や立場などが異なる、さまざまな市民と接していますが、その時、行政運営の効率性・公平性の原則に立ちつつ、いかに相手を尊重するか、そしてそのことが相手に伝わるかが、重要です。職員は、どのような相手に対しても、適切な態度、言葉遣いは当然として、相手の気持ちや背景にあるものなどについても考えることが大切です。

協働の視点

市民や市民団体、事業者などと市とでは、立場の違いもあり、それぞれにできることとできないことがあります。このことを認め合うことで信頼関係が生まれ、その信頼関係のもとでお互いを補い合って、はじめて人権文化のまちづくりの実現に近づくことができます。協働が行政主導であったり、まして行政の責任転嫁のためのものであったりしてはなりません。住民自治の下にお互いの理解を深めるとともに、目的を共有し、お互いの役割、責務などを明確にする「対等なパートナーとしての関係」を構築するという姿勢が必要です。

(2) 受託業者や指定管理者などの意識づくり

近年、業務の民間への委託や指定管理者制度の導入などが進んでいます。しかしながら、受託業者や団体、指定管理者などが遂行している業務は、まぎれもなく公の業務で、これらの業務の遂行に当たっても、人権尊重の視点がなければなりません。

したがって、これらの受託業者や指定管理者などに対し、研修の機会を設けたり、自主的な研修をうながしたりするなど、人権尊重の視点を確保するための方策を講じなければなりません。

(3) 市民や市民団体、事業者などとの関係づくり

市のめざす人権文化のまちづくりをすすめるには、市民や市民団体、事業者などとの協働が欠かせません。これは一方的な関係ではなく、お互いが役割を分担し、補完し合い、協力し合う関係でなければなりません。その中では、お互いの考えが食い違い、意見が衝突することもあり

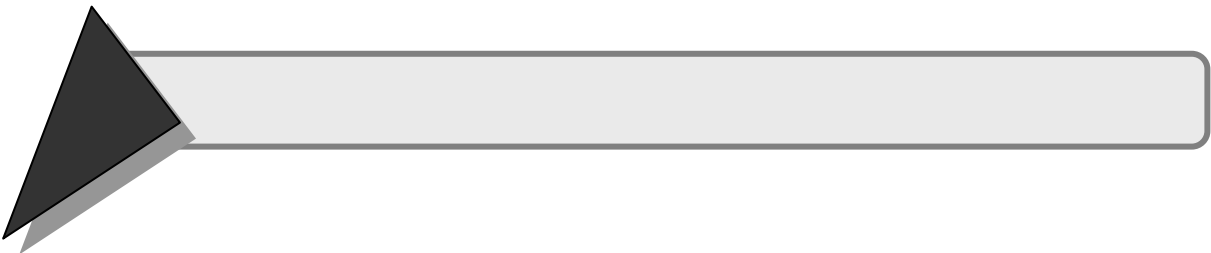
ます。このときに意見を調整し、実行していくための基準は、まちづくりの原点である「人権尊重の視点」だといえます。市民と市が共通の基準を持つことが、その出発点であり、そのために、相互理解を深め目的の共有を図りながら、それぞれが学習することはもとより、共に学習する機会を設けることなどが必要となります。

2 行政組織内の体制づくり

人権行政を推進していくためには、職員一人ひとりがこの基本方針に基づいて業務を遂行することはもとより、行政組織内の運営体制がそれにふさわしいものになっていると同時に、市民への説明責任を果たして、行政の透明性・公正性や分かりやすさを高め、市民の信頼を得ていくことが必要です。

現在の組織は、それぞれの人権問題の窓口やそれに関する業務を担う部局があり、対象や分野別の体制となっています。従来は、主にこれらの部局がその分野に関する業務を専管的に行っているという色合いが強くありました。しかし、「すべての部局が人権にかかわる仕事を行う」という人権行政の概念の具体化とは、例えば、かつてはそうでなかった施設などの整備にバリアフリーの概念を取り入れていったように、すべての部局が主体的に業務の中に人権尊重の視点を盛り込んでいくことです。そしてそれは、それぞれの人権問題に関する業務を担う部局が情報を提供し、推進状況の点検を行い、助言や調整を行うとともに、行政全体を人権尊重の観点から点検・調整するしくみづくりを図ることで、実効性が確保されます。このような機能的な実施体制の確立が重要です。

また、相談業務などの人権問題を解決するための施策と、市民の人権意識を高め、だれもが暮らしやすいまちをつくるという施策を関連づけ、それぞれを担う組織のあり方とその実施方法についても検討していかなければなりません。



おわりに

この「豊中市人権行政基本方針」は、人権をめぐるさまざまな問題を踏まえ、その対策のために新たな手法として「人権行政」を掲げて策定したものではありません。本来、行政はすべての人権の確立に向けて取り組むことが任務です。この基本方針は、職員がこのことを再認識するとともに、自ら意識を改革するために策定したものです。

この人権行政を推進するためには、職員はもとより、市民、事業者からも人権行政について理解を得て、協働することが必要です。社会状況の変化とともに行政の施策なども変化していくものですが、人権行政の理念は普遍的なものです。今後、市民一人ひとりの人権が尊重され、人権に根ざした文化が創造されたまちを実現するために、すべての部局・職員がこの基本方針のもとに人権行政をすすめて行かなければなりません。

豊中市人権行政基本方針

編集・発行 平成 20 年(2008 年)2 月
豊中市人権文化部人権企画課
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
TEL.(06)6858-2586

